

## 29 外部監査公表第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成29年1月27日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月9日

福岡市監査委員	森	英	鷹
同	国	分	徳彦
同	齋	田	雅夫
同	篠	原	俊

### 1 監査報告と措置の件数

- 12 外部監査公表第1号(平成12年3月23日付 福岡市公報第4772号(別冊2)公表)分  
(福岡市下水道事業について) . . . 1件
- 15 外部監査公表第1号(平成15年4月17日付 福岡市公報第5063号(別冊)公表)分  
(環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について) . . . 1件
- 23 外部監査公表第1号(平成23年4月28日付 福岡市公報第5823号公表)分  
(市営住宅事業の運営管理について) . . . 1件
- 24 外部監査公表第1号(平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号公表)分  
(福岡市における補助金の執行状況について) . . . 2件
- 25 外部監査公表第1号(平成25年4月25日付 福岡市公報第6013号公表)分  
(福岡市(外郭団体を含む)の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について) . . . 4件
- 26 外部監査公表第1号(平成26年4月28日付 福岡市公報第6107号公表)分  
(指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について) . . . 19件
- 27 外部監査公表第1号(平成27年4月30日付福岡市公報第6203号(別冊)公表)分  
(消防, 防災・危機管理事業に関する財務事務の執行について) . . . 3件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

- 12 外部監査公表第1号(平成12年3月23日付 福岡市公報第4772号(別冊2)公表)分

#### 1 下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>7 ポンプ場用地の先行取得について</p> <p>ポンプ場用地について、先行取得後あまりに長期間、本来の用途に使用されないこととなれば、先行取得の適否及び企業債の利子負担等の問題が提起される。</p> <p>現在駐車場等で活用されてはいるものの、支払利息の概算額は261万円であった。</p>	<p>指摘を受けたポンプ場用地4箇所のうち、東浜第2ポンプ場は供用開始し、魚の町ポンプ場は他局へ有償所管換を行い、措置済みである。箱崎ポンプ場については、平成27年度から躯体の工事に着手し、三宅ポンプ場については、平成27年度からポンプ場流入渠の工事に着手した。今後は施設の早期供用開始を目指す。</p>
---	--

15 外部監査公表第1号（平成15年4月17日付 福岡市公報第5063号（別冊）公表）分  
1 環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>(3) 福岡市のし尿転廃業対策の問題点</p> <p>環境局においても、幹旋の終期を検討することなく、業務の委託が継続している。すでに競争力を有する企業や、幹旋当初の職員の雇用維持目的以上の委託料金額となっている企業はないか、個々の企業について再検討し、政策目的を達成している場合には、競争入札への移行を検討する必要がある。</p>	<p>転廃業対策における幹旋業務については、個々の企業と協議を重ねた結果、平成30年度末までに業務幹旋を終了することを方針決定し、相手方の承諾を得た。</p>

23 外部監査公表第1号（平成23年4月28日付 福岡市公報第5823号公表）分  
第2. 福岡市における住宅事情及び市営住宅の概要

監査の結果	措置の状況
<p>2. 現在の住宅関連政策の概要</p> <p>(2) 市住宅基本計画の概要（福岡市住宅基本計画（改定版）平成20年3月より）</p> <p>④住宅政策の二つの柱と基本目標（意見1）</p> <p>平成21年は平成27年までの基本計画の概ね中間時点でもあることから、すでに計画を達成している指標項目については、計画期間進行中であるとは言え、平成27年まで待つことなく現段階で目標値の見直し</p>	<p>国においては、平成23年3月に、新たな「住生活基本計画」が閣議決定され、それを踏まえ、福岡県では、同計画の県計画が平成24年3月に策定された。</p> <p>また、本市においては、平成24年12月に福岡市基本構想及び第9次福岡市基本計画が策定されたところである。</p> <p>福岡市住生活基本計画については、平成26年9月より開催している第6期住宅審議会へ諮問しており、平成26年度は3回の住</p>

<p>必要である。特に、「高齢者円滑入居賃貸住宅登録戸数」は現在（平成21年5月以降）目標設定時の定義とは全く異なるものとなっていることから、高齢者住まい法の改正状況や、国及び県における「住生活基本計画」の見直しの状況を踏まえ目標値の見直しが必要と考える。</p> <p>また、「既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合」など当初目標設定時より低迷している指標についても、その原因の分析と対応策の検討をするとともに、国及び県における「住宅生活基本計画」の見直しの状況を踏まえ計画の見直しが必要と考える。</p> <p style="text-align: center;">(住宅計画課)</p>	<p>宅審議会を経て、2月に住生活基本計画の概要（骨子）の策定を行っている。上位計画や平成25年度に実施された「住宅・土地統計調査」及び「住生活総合調査」の結果や、パブリックコメントでの意見等を踏まえ、第6期福岡市住宅審議会（27年度4回開催）の答申を得た上で、平成28年5月に「福岡市住生活基本計画」を策定した。</p>
---	---

24 外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号公表）分

第3部 各論（個別補助金の監査）

第3章 こども未来局の補助金

第1節 保育所指導課（運営支援課）

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市保育協会補助金（一般） （意見41）</p> <p>福岡市保育協会補助金（一般）のうち職員の処遇改善、資質の向上に要する費用として補助される「研修費」は廃止を含めて見直すべきである。</p>	<p>研修費については、補助金交付要綱を改め、平成27年度より廃止することとした。</p>

第9章 港湾局の補助金

第1節 振興課

監査の結果	措置の状況
<p>1 博多港振興協会負担金 （意見125）</p> <p>本交付金は「補助金」としての交付を検討すべきである。</p>	<p>本交付金は、事業内容毎に助成形式の見直しを行い、平成28年度より「補助金」と「負担金」の2つの形式により助成することとした。</p>

第 3 部 各論

第 7 章 農林水産局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>5 福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造 資金融資 (意見 56)</p> <p>本制度にあつては、利用が低迷している現状とその原因を踏まえた上で、本貸付金または関連制度の内容・要件等について、今一度再検討することが必要かと考える。 (漁港課)</p>	<p>本制度については、廃止も含めた検討を行っていたが、類似の貸付制度を持つ公共下水道においても同様の検討がなされた結果、公共下水道の貸付制度は継続されることとなった。</p> <p>このため、福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資制度要綱について、内容・要件等について精査したうえで要綱の改正を行い(平成 27 年 11 月 4 日施行)、本制度も継続することとした。</p>
<p>(意見 57)</p> <p>本制度にあつては、本市、金融機関、需要者が関係し、本市が需要者の家屋の水洗化を図る目的で、本市・金融機関間で資金の預託をし、金融機関・需要者間で同預託金を原資として貸付を行うものである。</p> <p>要綱については、各条項が、誰の誰に対する権利・義務、権限・責務等を定めたものかを整理・明示すべきである。 (漁港課)</p>	<p>福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資制度要綱については、要綱の各条項が、誰の誰に対する権利・義務、権限・責務等を定めたものかを明示し、平成 27 年 11 月 4 日施行で改正を行った。</p>
<p>(意見 58)</p> <p>要綱において、本市から金融機関に対する「事務費」支払の事実やその内容・支払手続についても明記すべきである。 (漁港課)</p>	<p>福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資制度要綱については、本市から金融機関に対する「事務費」支払の事実やその内容・支払手続についての条項を追加明記し、平成 27 年 11 月 4 日施行で改正を行った。</p>
<p>(意見 60)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。</p>	<p>福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資制度要綱については、預託の内容及び終了時期を分かるよう明示し、平成 27 年 11 月 4 日施行で改正を行った。</p>

(漁港課)

26 外部監査公表第 1 号 (平成 26 年 4 月 28 日付 福岡市公報第 6107 号公表) 分

### 第 3 部 各論

#### 第 2 章 こども未来局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(意見 33) 指定管理者を選定するにあたっては、母子家庭のみならず、父子家庭に対する理解、配慮等についても評価、検討されるべきである。  (こども家庭課)	平成 27 年度の指定管理者選定時に、母子家庭に限定せず、ひとり親家庭に対する理解・配慮を評価事項にするよう募集要項を改めた。

#### 第 3 章 保健福祉局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
2 福岡市立歯科急患診療所 (意見 47) 休日において急病歯科患者に適切な医療を提供するという目的は重要なるも、その目的を達成するために、本施設を開設・維持することが手段として最適なものであるかについて、検討がなされるべきである。  (地域医療課)	歯科急患診療所については、民間診療所調査、他都市調査等を実施し、本施設の開設・維持について検討を行った結果、休日において急病歯科患者に適切な医療を提供するためには、今後も開設・維持する必要があると判断した。  ただし、日・祝日の患者数が近年減少しているため、平成 28 年度から日・祝日における歯科医師、事務員を 1 名ずつ減らすこととした。

#### 第 7 章 住宅都市局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
1 住宅都市局の公園に共通する事項 (意見 117) 公園の指定管理者の募集においては、実施するイベント等のアイデアの検討のために十分な募集期間を設定することが望ましい。  (みどり管理課)	平成 22 年度に公募した現在の指定管理者の募集については、要綱配布から応募書類受付までの期間として 1 カ月間を設定した。  平成 27 年度に実施した指定管理者の公募からは、募集期間として 1 カ月半を設定することとした。
(意見 118) 仕様書には、市が指定管理者に期待するところが明らかになるように、施設の	施設の設置目的に即したイベントの実施を仕様書に記載することについては、平成 27 年度に実施した指定管理者の公募か

<p>設置目的に即したイベント等の実施について記載すべきである。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>ら、市が指定管理者に期待するところが明らかになるよう、審査項目に「公園の特色を踏まえた管理運営」を新たに設定し、公園の特色を活かした取組みの管理計画を求めることとした。</p>
<p>(意見 119)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、要綱の原則に従い、選定委員会の議事はこれを原則として公開すべきものとする。</p> <p>(みどり管理課、みどり推進課)</p>	<p>審議対象が募集要項や選定基準である選定委員会の議事の公開については、平成 27 年度に実施した指定管理者公募から公開とした。</p>
<p>(意見 123)</p> <p>アンケート結果について事業報告書で報告されていない施設については、指定管理者にその報告をもとめるべきである。</p> <p>(みどり管理課、みどり推進課)</p>	<p>利用者アンケートについては、平成 26 年度の事業報告書から、その報告を行わせることとした。</p>
<p>2 福岡市雁の巣レクリエーションセンター</p> <p>(意見 125)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>3 アイランドシティ中央公園</p> <p>(意見 126)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>4 青葉公園</p> <p>(意見 127)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事</p>

(みどり管理課)	業の分類について明記することとした。
<p>5 東平尾公園・舞鶴公園 (意見 128)</p> <p>現在付保されている全国市長会の賠償保険においては、再委託先は被保険者とされており、自主事業に起因する事故による賠償責任の負担も保険事故になっていないので、本施設の賠償保険のあり方を検討する必要がある。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>再委託及び自主事業の賠償保険については、平成 28 年度からの指定管理業務の基本協定書に「業務の一部を第三者に委託したときは、当該第三者を賠償保険に加入させること及び自主事業実施の際は賠償保険に加入すること」を明記した。</p>
<p>6 小戸公園・生の松原海岸森林公園 (意見 129)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>7 西南杜の湖畔公園 (意見 130)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>8 楽水園 (意見 132)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>9 月隈北緑地（月隈パークゴルフ場） (意見 133)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>

<p>10 松風園 (意見 135)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>11 桧原運動公園 (意見 136)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>12 西部運動公園 (意見 137)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>13 今津運動公園 (意見 139)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>14 友泉亭 (意見 140)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成 27 年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>

27 外部監査公表第 1 号（平成 27 年 4 月 30 日付福岡市公報第 6203 号(別冊)公表) 分

(1) 実施事業について

監査の結果	措置の状況
② 明確な訓練計画の策定による有効な訓練の実施について	平成 28 年 3 月に策定した「平成 28 年度消防隊教育訓練計画の指針」（以下「指針」



(意見)

市消防局警防部においては、消防隊教育訓練計画の指針において各訓練が火災や自然災害等様々な災害に対応している状況を明確にするため、訓練の体系を整理し、明示することが望ましい。

つぎに、各消防署においては、当該指針の内容を踏まえ、かつ管轄区域における各種の特性等を反映して教育訓練基本計画等を策定すると考えられるため、反映した各種の特性等に係る具体的な内容を文書化することが望ましい。これにより地域にふさわしい教育訓練基本計画等が策定されていることが客観的に把握できると考えられる。

また、教育訓練基本計画等には、訓練を実施する際の目標として、定性的な評価と併せて実施回数、参加人員数、時間数、達成程度等といった定量的な指標について検討し、可能な限り盛り込むことが望ましい。訓練結果の評価に当たっては、設定した適量的な指標に基づいた測定値等を活用することが考えられる。

さらに、前年度以前の訓練結果の課題等を教育訓練基本計画等に盛り込むために、各消防署において各年度末等に訓練結果等を総括評価し、次年度の教育訓練基本計画等に反映させる内容等を整理し文書化することが望ましい。

(消防局警防課)

とする。)において、訓練体系及び訓練目的の明確化を明示した。

「指針」にて、地域特性の把握と地域特性に応じた訓練の実施を明示した上で各消防署の教育訓練計画等にそれぞれの管轄区域特性等を反映し、文書化した。

定量的な指標については、訓練結果の見える化として「指針」に明示し、訓練評価シート等を策定することで、客観的評価による速やかな改善へとつなげることとした。

訓練結果等を総括評価した上で、平成29年度の「指針」等に反映すべき内容を整理し、報告する旨を「指針」に明示した。

## (2) 団体について

### ア. 消防団について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
③ 消防団における訓練の充実強化等について (意見)	① 訓練計画について 訓練計画を策定していない分団については、地域で発生すると想定される災害に対

近年、東日本大震災のような未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している。その一方で、少子高齢化の進展、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっている。

そのため、地域防災力の充実強化に関し基本理念を定め、また、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、平成25年12月13日に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されている。このため、各課題については本法律の背景や趣旨を踏まえ、次のような対策等を採用することが望ましい。

#### ① 訓練計画について

訓練計画を策定していない分団については、地域で発生すると想定される災害に対応するため、消防団員が習得すべき技術、知識等を踏まえ、効果的な訓練ができるよう訓練計画を策定することが望ましい。訓練計画を策定している分団についても同様の観点から現在の計画内容を必要に応じて見直すことが望ましい。また、消防団員は各自仕事を持った上で消防団活動を行っていることを踏まえ、効率的な訓練となるよう配慮することが必要と考える。

応するため、消防団員が習得すべき技術、知識等を踏まえ、効果的な訓練ができるよう訓練計画を策定することが平成27年7月に開催した団長会議及び消防団連合会議で承認された。

訓練計画を策定している分団についても同様の観点から現在の計画内容を必要に応じて見直しを行い、効率的な訓練となるよう配慮する。

さらに、地域における連携体制を強化するため、近隣分団との連携についても訓練計画に盛り込むこととする。

なお、訓練計画の策定に当たっては、市消防局は情報提供等によって連携協力し、必要に応じて指導・助言等を行っていく。

#### ② 訓練内容について

##### A) 訓練への消防団員の参加人数、参加率の向上について

訓練への消防団員の参加人数、参加率を上げるよう工夫し、引き続き努力していく。また、消防団員の都合により所属分団の訓練に参加できない場合、他分団の訓練への参加については、訓練の内容によっては、異なる分団への訓練に参加することが難しい場合もあり、分団の実情等も考慮し、柔軟に対応していく。

その他、分団で工夫している項目にある、「訓練に出られない団員には、日をあらためて訓練を行っている」ことや、「分団で班を決め、出やすい曜日に班ごとに訓練を

さらに、「近隣の分団との合同訓練、情報交換及び災害時の連携は行っていますか」という問いに対し、「行っていない」という回答の分団は24分団と全体の36.9%となっている。地域における連携体制の整備は災害発生時に特に重要と考えられるため、近隣分団との連携についても訓練計画に盛り込むことが考えられる。

なお、訓練計画の策定に当たっては、市消防局は情報提供等によって連携協力し、必要に応じて指導・助言等を行うことが望ましい。

## ② 訓練内容について

### A) 訓練への消防団員の参加人数、参加率の向上について

訓練への消防団員の参加人数、参加率を上げるよう引き続き努力していくことが望まれる。その具体的な施策として、下記のアンケート結果が参考となる。

まず、「各消防団員が活動に従事できる曜日や時間帯を把握し整理していますか」という問いに対し、「特にしていない」という回答の分団は13分団と全体の20.3%となっている。訓練参加回数が少ない団員に対しては参加できる時間及び曜日の把握等により参加率向上の工夫をしている分団があることから、このような対応を未実施である分

行っている」ことなどについては、他の分団でも導入しやすい項目や、導入することにより分団の活動に効果的な項目については、積極的に取り入れていく。

### B) 訓練の内容、種類及び回数について

様々な災害等に対応するために消防団員が習得すべきと考えられる具体的な技術、知識等の水準を明確にし、当該水準の検討に当たっては市消防局が指導・助言等を行う。

また、当該水準を踏まえ、特に自然災害発生時を想定した訓練内容等の充実を図り、①の訓練計画に反映させていくことが平成27年7月に開催した団長会議及び消防団連合会議で承認された。

さらに、消防団における備品等資機材が不足している場合には、消防団員の安全確保、より効果的な消火活動・災害対応を行うため、体制強化検討委員会等で検討していく。平成27年9月に実施された体制強化検討委員会では、平成27年度は現場活動用手袋の改良について検討され、順次配置を開始した。

### ③ 訓練不参加者に対するフィードバックについて

訓練に参加できなかった消防団員に対して訓練内容のフィードバックをしていない分団については、可能な限り再訓練を行う等フィードバックを実施していくことが平成27年7月に開催した団長会議及び消防団連合会議で承認された。

また、具体的なフィードバック方法として、訓練に出られない団員には、日をあらためて実施することや、分団で班を決め、出やすい曜日に班ごとに訓練を実施すること等、検討していくことも平成27年7月に

団は参考にすることが望ましい。

また、「消防団員の都合により所属分団の訓練に参加できない場合、他分団の訓練への参加は可能でしょうか」という問いに対し、「可能であるがその実例がない」という分団が64分団中40分団と全体の62.5%となっている。このため、実現可能性を十分に検討した上で、消防団員の技術、知識等の向上の観点からできるかぎり他分団の訓練へ参加を促すことが望ましい。

そのほか、分団で工夫している項目で、訓練に出られない団員には日をあらためて訓練を行っている、分団で班を決め出やすい曜日に班ごとに訓練を行っているなどがあり、他の分団でも導入しやすい項目や、導入することにより分団の活動に効果的な項目については、積極的に取り入れることが望ましい。また、他の分団で工夫されている項目の情報収集を行うためにも、近隣の分団との連携は効果的であると考ええる。

B) 訓練の内容、種類及び回数について

まずは、火災、自然災害等に対応するために消防団員が習得すべきと考えられる具体的な技術、知識等の水準を明確にすることが望ましい。当該水準の検討に当たっては市消防局が指導・助言等を行うことが望ましい。

次に、当該水準を踏まえ、特に自然災害発生時を想定した訓練内容等の充実を図ることが重要であり、この具体的な訓練内容を①の訓練計画に反映させることが考えられる。

また、消防団における備品等資機材

開催した団長会議及び消防団連合会議で承認された。

が不足している場合には、消防団員の安全確保、より効果的な消火活動・災害対応を行うため、また、災害を想定したより実戦な訓練を行うために、必要に応じて消防団において更なる備品等資機材の配備を拡充することが望まれる。

③ 訓練不参加者に対するフィードバックについて

訓練に参加できなかった消防団員に対して訓練内容のフィードバックをしていない分団については、可能な限り再訓練を行う等フィードバックを実施することが望ましい。これにより、訓練に参加できなかった消防団員も技術、知識等を習得することができ、団員の使命感の醸成にもつながると考えられる。

具体的なフィードバック方法として、訓練に出られない団員には日をあらためて訓練を行っている、分団で班を決めやすい曜日に班ごとに訓練を行っている等が分団によっては実施されていることから、未実施の分団においては同様の検討を行うことが望ましい。

(消防局警防課、各消防署)

(6) 情報システムについて

監査の結果	措置の状況
<p>② 情報セキュリティに関する監査の未実施について (指摘)</p> <p>災害対応支援システムは、上記のとおり災害時要援護者データ等の重要な個人情報も含まれているため、不正アクセスや個人情報の流出を防止するためにも、情報セキュリティ対策は非常に重要である。</p> <p>情報セキュリティポリシーが策定され</p>	<p>平成27年12月21日に、災害対応支援システムの情報セキュリティ外部監査を実施し、その結果、福岡市情報セキュリティ共通実施手順等に基づき、適正な運用がされていることが確認された。</p>

ていても、情報セキュリティの監査が実施されなければ、情報セキュリティポリシーが適切に運用されているかどうかを評価することができず、問題点があっても必要な見直しや改善がなされない可能性がある。

災害対応支援システムについても、他の情報システムと同様に外部監査及び内部監査により定期的に情報セキュリティ監査を実施し、情報漏洩等の事故を未然に防止するためにも、情報セキュリティ対策の運用状況を適宜検証すべきである。

(市民局防災・危機管理課)